

子どもの居場所に必要 子どもの権利の視点

令和2年11月18日 子ども家庭部児童青少年課

本日の内容

- ▶ 子どもの権利とは
 - ▶ 子どもの権利条約（一般原則）
 - ▶ 4つの柱と基本原則
- ▶ 子どもの権利に関する条例
 - ▶ 条例の役割・位置づけ
 - ▶ 小金井市の条例の特徴
 - ▶ 全文
 - ▶ 第1章
 - ▶ 第2章
 - ▶ 第3章
- ▶ 子どもの権利からみた子どもの居場所
 - ▶ 守られるべき権利
 - ▶ 大人の責務

子どもの権利条約の一般原則

子どもの権利条約は、1989年11月20日に国連総会において全会一致で採択された世界共通の基準。

⇒ 昨年は国連採択30年、国内批准25年

- ▶ いかなる種類の差別の禁止（2条）
- ▶ 子どもの最善の利益の第一次的考慮（3条）
- ▶ 生命・生存・発達の確保（6条）
- ▶ 子どもの意見の尊重・参加権の保障（12条）

子どもの権利条約 ～4つの柱と基本原則～

生存権

発達権

Provision (供与)

- ・健康に生まれる権利
- ・安全な水・空気・食物を得る権利
- ・健やかに成長する権利

- ・教育を受ける権利
- ・休んだり遊んだりする権利
- ・情報を得る権利

〔差別の禁止〕 〔生きる、育つ、発達する権利〕
〔子どもの最善の利益の確保〕 〔子どもの意見の尊重〕

保護される権利

参加権

Protection (保護)

Participation (参加)

- ・虐待・放任・搾取からの保護
- ・有害な労働・行為・慣行からの保護
- ・特別な状況下からの保護

- ・自由に意見を表明する権利
- ・グループを作ったり自由に集会する権利
- ・社会的な活動に参加する権利

子どもの権利条例の役割

▶ 子どもの権利条例の位置づけ

子どもの権利条約

→世界各国全体（批准国）での約束

小金井市子どもの権利に関する条例

→小金井市に限定した約束

子どもの最善の利益を保障するために、

- ①子どもが権利の主体であること
- ②その権利の内容
- ③市や市民その他の人たちが
何をしたらよいか

**総合的に定めたもの
(理念総合条例)**

▶ 子どもの権利条例は、

「すべての子どもが生き生きと健やかに、安心して暮らせるまち小金井」を目指しています。

【子どもの権利に関する条例】



小金井市の子どもに関する政策については、条例で定めた権利が保障されるように展開されています。

小金井市の条例の特徴

▶ 前文を子ども達の意見で作ったこと

「こども会議」（公募の小学生～高校生世代の子ども26人）の意見を聞きながら作成。

以下の言葉が大切なキーワード（=子どもの願い）

愛情

意思

環境

▶ 子供にわかりやすい表現でつくったこと

お役所用語や大人の言葉を使わない。小学校で使用する漢字のみ使用

ex) 保育・教育機関→育ち学ぶ施設

最善の利益→最もためになること

小金井市の条例の特徴

▶ 前文

子どもは、愛情をもって自分のことを考え、接してほしいと願っています。

子どもは、自分の意思を伝え、受け止められることを願っています。

子どもは、より良い環境で育ち育てられることを願っています。

このように、子どもは、愛情をもって育てられることで自分の意思を持ち、それを自由に表現できる環境があることで、他者と共に生活していることに気付きます。そして、他者と共に平和な暮らしを創り出すことが大切に思えるように成長することができます。「愛情」「意思」「環境」は密接に関連し合いながら、おとなへと成長していく子どもを支えているのです。

「愛情」「意思」「環境」が尊重され、安心して生き生きと暮らしていくために、そして「愛情」「意思」「環境」を願い求める子どもの権利が保障される社会にしていくために、ここに条例を制定します。

小金井市の条例の特徴

▶ 第1章 総則

- ▶ 第1条 条例が目指すこと（目的）
- ▶ 第2条 この条例で使われることばの意味、内容
- ▶ 第3条 人権の尊重
- ▶ 第4条 みんなが果たさなければいけないこと
- ▶ 第5条 子どもの権利の普及

・大人も子どもも基本的人権を尊重すること
・自分の人権だけではなく他者の人権についても理解し、**互いに尊重**すること

= わがままと聞くことではない

小金井市の条例の特徴

▶ 第2章 子どもにとって大切な権利

- ▶ 第6条 子ども大切な権利
- ▶ 第7条 安心して生きる権利
- ▶ 第8条 自分らしく生きる権利
- ▶ 第9条 ゆたかに育つ権利
- ▶ 第10条 意見を表明する権利
- ▶ 第11条 支援を受ける権利

条約での4つの柱
「生きる権利」
「守られる権利」
「育つ権利」
「参加する権利」

小金井市の条例の特徴

- ▶ 第3章 家庭、育ち学ぶ施設および地域における
子どもの権利の保障
 - ▶ 第12条 家庭での子どもの権利の保障
 - ▶ 第13条 育ち学ぶ施設での子どもの権利の保障
 - ▶ 第14条 地域での子どもの権利の保障
- ▶ 第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進 (第15条)
- ▶ 第5章 子ども権利の侵害に関する相談と救済 (第16条)

居場所に必要な子どもの権利の視点 ～子どもの持つ権利～

- ▶ 安心して生きる権利
 - ▶ 生命、健康、人権不侵害、発達
- ▶ 自分らしく生きる権利
 - ▶ 多様性、プライバシー、休息、自己表現
- ▶ 豊かに育つ権利
 - ▶ 遊ぶ、体験、集会、情報、社会貢献
- ▶ 意見を表明する権利
 - ▶ 気持ち、意見
- ▶ 支援を受ける権利

愛情

環境

意思

居場所によって
提供するもの（環
境）はそれぞれ

大人の責務

～育ち学ぶ施設での子どもの権利の保障～

- ▶ 育ち学ぶ施設・・・学校・保育園だけでなく、子どもが育ち、学び、入所し、通い、**使用する施設**
- ▶ **条約一般原則の順守**（差別の禁止・生きる、育つ、発達する権利・子どもの最善の利益の確保・子どもの意見の尊重）

子どもの権利の保障が必要な理由

子どもも基本的人権を持つ「ひとりの人間」＝権利の主体であるが、女性や障害のある人、外国人などと同様に、いわゆる社会的弱者となり、人権が守られていない場面（時代的文化的背景）があるため、特に意識する必要があるカテゴリーとしての「子ども」

ただ「守ってあげる」のではなく、「一人の人間として接すること」

自分らしく、ありのままを受け止めてもらえる＝子どもの居場所